

財務諸表に対する注記

1. 継続組織の前提に関する注記

継続組織の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況は存在していない。

2. 重要な会計方針

(1) 「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 最終改正 令和2年5月15日 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券

時価のあるもの・・・期末日の市場価格等に基づく時価法により評価している。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定額法によっている。

(4) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に転貸すると認められるもの以外のファイナンスリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(5) 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は税込方式によっている。

3. 基本財産の増減額及びその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
投資有価証券	346,730,000		7,520,000	339,210,000
定期預金	173,350,000	149,657,000	173,350,000	149,657,000
合 計	520,080,000	149,657,000	180,870,000	488,867,000

4. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
投資有価証券	339,210,000	(339,210,000)	(0)	—
普通預金	0	(0)	(0)	—
定期預金	149,657,000	(149,657,000)	(0)	—
合 計	488,867,000	(488,867,000)	(0)	(0)

5. 担保に供している資産

該当事項はない。

6. 保証債務等の偶発債務

該当事項はない。

7. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息の振替額	6,363,010
基本財産取崩に伴う受取出捐金の振替額	23,693,000
合 計	30,056,010

8. 関連当事者との取引の内容

該当事項はない。

9. 重要な後発事象

該当事項はない。